

○ 大和平野土地改良事業費管理費補助金交付要綱 一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1条から第4条 【略】</p> <p>第5条 補助の指令 知事は、前条の規定による補助金交付申請書類を受理した場合において、審査の上適当と認めるときは、大和平野土地改良区に対し、補助を指令するものとする。 2 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、補助の指令の通知を受けた日から15日以内にしなければならない。 3 <u>事業の着手は、原則として、県からの補助の指令を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助の指令の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（第5号様式）をあらかじめ知事に提出するものとする。また、本届出が受理された場合においては、要綱第6条に規定される事業着手の届出を省略することができる。</u></p> <p><u>第6条 事業着手の届出</u> <u>補助の指令を受けた者は、補助事業に着手したときは、遅滞なく事業着手届（第4号様式）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>第7条 変更承認 補助の指令を受けた大和平野土地改良区は、当該指令に係る補助事業の内容又は経費の配分の変更の承認を受けようとするときは、変更申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>第8条 補助金の概算払 知事は、補助を指令した場合において、必要と認めるときは、検査を行い、補助金の概算払をすることができる。 2 前項の規定により概算払を受けようとする大和平野土地改良区は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。 (1) 出来高届（第7号様式） (2) 出来高内訳書（第7号-1様式） (3) 収支状況調書（第7号-2様式） 3 知事は、検査の結果補助事業の内容を適当と認めるときは、大和平野土地改良区から提出された概算払請求書（第8号様式）に基づき補助金を交付する。</p> <p>第9条 完了届 補助の指令を受けた大和平野土地改良区は、補助事業が完了したときは、完了届（第9号様式）を、補助事業の完了した日から30日以内に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 (1) 管理成績書（第2号様式） (2) 出来高内訳書（第7号-1様式） (3) 収支精算書（第7号-2様式） (4) その他知事が必要と認める書類 2 <u>第4条第2項ただし書きに規定する場合に該当し、補助金の交付の申請をした者は、前項の事業完了届を提出するに当たって当該補助金にかかる消費税等仕入控除額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</u></p>	<p>第1条から第4条 【略】</p> <p>第5条 補助の指令 知事は、前条の規定による補助金交付申請書類を受理した場合において、審査の上適当と認めるときは、大和平野土地改良区に対し、補助を指令するものとする。 2 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、補助の指令の通知を受けた日から15日以内にしなければならない。</p> <p>第6条 変更承認 補助の指令を受けた大和平野土地改良区は、当該指令に係る補助事業の内容又は経費の配分の変更の承認を受けようとするときは、変更申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>第7条 補助金の概算払 知事は、補助を指令した場合において、必要と認めるときは、検査を行い、補助金の概算払をすることができる。 2 前項の規定により概算払を受けようとする大和平野土地改良区は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。 (1) 出来高届（第5号様式） (2) 出来高内訳書（第5号-1様式） (3) 収支状況調書（第5号-2様式） 3 知事は、検査の結果補助事業の内容を適当と認めるときは、大和平野土地改良区から提出された概算払請求書（第6号様式）に基づき補助金を交付する。</p> <p>第8条 完了届 補助の指令を受けた大和平野土地改良区は、補助事業が完了したときは、完了届（第7号様式）を、補助事業の完了した日から30日以内に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 (1) 管理成績書（第2号様式） (2) 出来高内訳書（第5号-1様式） (3) 収支精算書（第5号-2様式） (4) その他知事が必要と認める書類</p>

改 正 後	現 行
<p><u>3 第4条第2項ただし書きに規定する場合に該当し、補助金の交付の申請をした者は、第1項の事業完了届を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税等 仕入控除税額報告書（第12号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。</u></p> <p>第10条 完了検査及び額の確定通知 知事は、前条の規定により完了届を受理した時は、当該事業について完了検査を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金の交付決定を受けた者に対して書面により通知するものとする。</p> <p>第11条 補助金の交付 知事は、前条の検査の結果補助事業の内容を適当と認め、額を確定したときは、大和平野土地改良区から提出された補助金交付請求書（第10号様式）に基づき補助金を交付する。この場合において第7条第1項の規定により補助金の概算払をしたときは、当該補助金について、精算するものとする。</p> <p>第12条 収支精算書の確定報告 補助金の交付を受けた大和平野土地改良区は、第9条（3）に定める収支精算書の最終確定金額を、第7号－2様式により出納閉鎖後すみやかに、知事に報告しなければならない。</p> <p>第13条 状況報告 補助の指令を受けた者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、事業遂行状況調査（第11号様式）を作成し知事に提出しなければならない。</p> <p>第14条 書類の保存 補助の指令を受けた者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了後5年間これを保存しなければならない。</p> <p>第15条 財産の処分、管理等 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 2 規則第20条に規定する知事の承認とは、土地改良事業等財産処分承認申請書（様式第13号）を知事に提出し承認を受けるものとする。 3 規則第20条に規定する知事が別に定める期間とは農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分の制限を受ける期間に相当する期間とする。 4 規則第20条第2号及び3号により知事が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、昭和56年3月10日から施行する。</p>	<p>第9条 完了検査及び額の確定通知 知事は、前条の規定により完了届を受理した時は、当該事業について完了検査を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金の交付決定を受けた者に対して書面により通知するものとする。</p> <p>第10条 補助金の交付 知事は、前条の検査の結果補助事業の内容を適当と認め、額を確定したときは、大和平野土地改良区から提出された補助金交付請求書（第8号様式）に基づき補助金を交付する。この場合において第7条第1項の規定により補助金の概算払をしたときは、当該補助金について、精算するものとする。</p> <p>第11条 収支精算書の確定報告 補助金の交付を受けた大和平野土地改良区は、第8条（3）に定める収支精算書の最終確定金額を、第5号－2様式により出納閉鎖後すみやかに、知事に報告しなければならない。</p> <p>第12条 補助の指令を受けた者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、事業遂行状況調査（第9号様式）を作成し知事に提出しなければならない。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、昭和56年3月10日から施行する。</p>

改 正 後	現 行
<p>(2) この要綱は、昭和54年度事業にも適用する。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、昭和56年7月20日から施行し、昭和56年度事業から適用する。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、平成9年4月1日から施行し、改正後の要綱は平成9年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、平成15年3月1日から施行し、改正後の要綱は平成14年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、平成16年3月1日から施行し、改正後の要綱は平成15年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、平成17年4月1日から施行し、改正後の要綱は平成17年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、令和4年1月13日から施行し、改正後の要綱は令和3年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の要綱は令和4年度分の補助金から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(1) この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の要綱は令和5年度分の補助金から適用する。</u></p>	<p>(2) この要綱は、昭和54年度事業にも適用する。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、昭和56年7月20日から施行し、昭和56年度事業から適用する。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、平成9年4月1日から施行し、改正後の要綱は平成9年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、平成15年3月1日から施行し、改正後の要綱は平成14年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、平成16年3月1日から施行し、改正後の要綱は平成15年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、平成17年4月1日から施行し、改正後の要綱は平成17年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、令和4年1月13日から施行し、改正後の要綱は令和3年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 (1) この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の要綱は令和4年度分の補助金から適用する。</p>

○ 大和平野土地改良事業費管理費補助金交付要綱様式 一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1号様式 【略】</p> <p>第2号様式 (第4条、第<u>9</u>条関係) 様式 【略】</p> <p>第3号様式 【略】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><u>第4号様式 (第6条関係)</u></p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">事 業 着 手 届</p> <p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p>奈良県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 事業主体 代表者</p> <p><u>年 月 日付け奈良県指令 第 号で補助の指令を受けた年 度大和平野土地改良事業の管理は、下記のとおり事業に着手したので大和平野 土地改良事業管理費補助金交付要綱第6条の規定に基づき届け出ます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業名</p> <p>2 地区名</p> <p>3 着手年月日 年 月 日</p> </div>	<p>第1号様式 【略】</p> <p>第2号様式 (第4条、第8条関係) 様式 【略】</p> <p>第3号様式 【略】</p>

改 正 後	現 行
<p data-bbox="212 284 481 311">第5号様式(第5条関係)</p> <p data-bbox="481 335 795 379" style="text-align: center;"><u>交付決定前着手届</u></p> <p data-bbox="952 430 1064 486" style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p data-bbox="212 534 369 561">奈良県知事 殿</p> <p data-bbox="660 614 772 694" style="text-align: center;">住 所 事業主体 代表者</p> <p data-bbox="257 742 1019 798" style="text-align: center;"><u>大和平野土地改良事業管理費補助金交付要綱第5条第3項の規定に基づき、 下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので提出する。</u></p> <p data-bbox="616 821 660 849" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="212 869 1041 925"><u>1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した 事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。</u></p> <p data-bbox="212 949 1041 1005"><u>2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がない こと。</u></p> <p data-bbox="212 1029 1041 1085"><u>3 着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わない こと。</u></p>	

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p><u>(別紙)</u></p> <p>1 <u>事業名</u>：</p> <p>2 <u>地区名</u>：</p> <p>3 <u>事業主体</u>：</p> <p>4 <u>交付決定前着手する事業内容</u>：</p> <p>5 <u>着手予定年月日</u>：</p> <p>6 <u>完了予定年月日</u>：</p> <p>7 <u>交付決定前着手が必要である理由</u></p>	

改 正 後

現 行

第6号様式（第7条関係）

変更申請書

文書番号
年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
事業主体
代表者

年 月 日付け奈良県指令 第 号で補助の指令を受けた大和平野土地改良事業管理費補助金について、下記のとおり事業の内容及び経費の配分を変更したいので、大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1. 幹線水路名
2. 変更理由
3. 添付書類 (1)管理計画書 (第2号様式)
(2)収支予算書 (第3号様式)

(注) 第2号様式及び第3号様式に準じ、変更前及び変更後を比較対照できるよう、変更前を()書とし、二段書きにすること。

第4号様式（第6条関係）

変更申請書

文書番号
年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
事業主体
代表者

年 月 日付け奈良県指令農振 第 号で補助の指令を受けた大和平野土地改良事業管理費補助金について、下記のとおり事業の内容及び経費の配分を変更したいので、大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1. 幹線水路名
2. 変更理由
3. 添付書類 (1)管理計画書 (第2号様式)
(2)収支予算書 (第3号様式)

(注) 第2号様式及び第3号様式に準じ、変更前及び変更後を比較対照できるよう、変更前を()書とし、二段書きにすること。

改 正 後

現 行

第7号様式（第8条関係）

出 来 高 届

文書番号
年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
事業主体
代表者

年 月 日付け奈良県指令第 号で補助の指令を受けた大和平野土地改良事業管理費補助金について、大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第8条の規定により、報告します。

記

1. 幹線水路名：
2. 出来高 額：金 円
3. 概算払請求額：金 円
4. 添付書類(1)出来高 額内訳書（第7号-1様式）
(2)収支状況調書（第7号-2様式）

第5号様式（第7条関係）

出 来 高 届

文書番号
年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
事業主体
代表者

年 月 日付け奈良県指令農振第 号で補助の指令を受けた大和平野土地改良事業管理費補助金について、大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第7条の規定により、報告します。

記

1. 幹線水路名：
2. 出来高 額：金 円
3. 概算払請求額：金 円
4. 添付書類(1)出来高 額内訳書（第5号-1様式）
(2)収支状況調書（第5号-2様式）

改 正 後

現 行

第7号-1様式(第8条、第9条関係)
様式【略】

第7号-2様式(第8条、第9条関係)
様式【略】

第5号-1様式(第7条、第8条関係)
様式【略】

第5号-2様式(第7条、第8条関係)
様式【略】

第8号様式(第8条関係)

概 算 払 請 求 書

文書番号
年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
事業主体
代表者

金 円

年 月 日付け奈良県指令 第 号で補助指令を受けた大
和平野土地改良事業管理費補助金を上記の通り請求します。

記

- 1. 幹線水路名:
- 2. 指 令 額 円
- 概算払請求額 円
- (既受領額 円)
- 未受領額 円

第6号様式(第7条関係)

概 算 払 請 求 書

文書番号
年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
事業主体
代表者

金 円

年 月 日付け奈良県農振指令 第 号で補助指令を受けた大和平
野土地改良事業管理費補助金を上記の通り請求します。

記

- 1. 幹線水路名:
- 2. 指 令 額 円
- 概算払請求額 円
- (既受領額 円)
- 未受領額 円

改 正 後

現 行

第9号様式 (第9条関係)

完 了 届

文書番号
年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
事業主体
代 表 者

年 月 日付け奈良県指令第 号で補助の指令を受け
た大和平野土地改良事業の管理が完了しましたので、大和平野土地改良事
業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添え報告します。

1. 幹線水路名 :

2. 添付書類 (1)管理成績書 (第2号様式)
(2)出来高内訳書 (第7号-1様式)
(3)収支精算書 (第7号-2様式)

第7号様式 (第8条関係)

完 了 届

文書番号
年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
事業主体
代 表 者

年 月 日付け奈良県指令農振第 号で補助の指令を受け
た大和平野土地改良事業の管理が完了しましたので、大和平野土地改良事
業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添え報告します。

1. 幹線水路名 :

2. 添付書類 (1)管理成績書 (第2号様式)
(2)出来高内訳書 (第5号-1様式)
(3)収支精算書 (第5号-2様式)

改 正 後

現 行

第10号様式 (第11条関係)

補助金交付請求書

文書番号
年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
事業主体
代表者

金 円

年 月 日付け奈良県指令 第 号で補助指令を受けた大和平
野土地改良事業管理費補助金を上記のとおり請求します。

1. 幹線水路名:

2. 指 令 額 円

概算払受領額 円

今回請求額 円

第8号様式 (第10条関係)

補助金交付請求書

文書番号
年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
事業主体
代表者

金 円

年 月 日付け奈良県指令農振第 号で補助指令を受けた大和平
野土地改良事業管理費補助金を上記のとおり請求します。

1. 幹線水路名:

2. 指 令 額 円

概算払受領額 円

今回請求額 円

改 正 後	現 行
<p>第11号様式(第13条関係) 様式【略】</p> <p>第12号様式(第9条関係)</p> <p style="text-align: right;"><u>文書番号</u> <u>年 月 日</u></p> <p><u>奈良県知事 殿</u></p> <p style="text-align: center;"><u>住 所</u> <u>事業主体</u> <u>代表者</u></p> <p style="text-align: center;"><u>年度消費税等仕入控除税額報告書</u></p> <p><u>年 月 日</u>付け奈良県指令 第 号により交付決定通知があった大 和平野土地改良事業管理費補助金について、大和平野土地改良事業管理費補助 金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p>1 <u>適正化法第15条の補助金の額の確定額</u> 金 円 (<u>年 月 日</u>付け 第 号による額の確定通知額)</p> <p>2 <u>補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除額</u> 金 円</p> <p>3 <u>消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額</u> 金 円</p> <p>4 <u>補助金返還相当額(3-2)</u> 金 円</p>	<p>第9号様式(第12条関係) 様式【略】</p>

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p><u>第13号様式（第15条関係）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>文書番号</u> <u>年 月 日</u></p> <p><u>奈良県知事 殿</u></p> <p style="text-align: center;"><u>住 所</u> <u>事業主体</u> <u>代 表 者</u></p> <p style="text-align: center;"><u>土地改良事業等財産処分承認申請書</u></p> <p><u>大和平野土地改良事業管理費補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、</u> <u>下記のとおり申請します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p style="text-align: center;"><u>別紙のとおり</u></p>	